

建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)
第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
(1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
(2) 許可車両番号
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図
(情報の提供)
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
(再委託の禁止)
第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。
(委託業務の管理)
第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
(内容の変更)
第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
(業務の調査)
第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
(権利義務の譲渡等)
第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
(損害の賠償)
第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。
(機密保持)
第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。
(契約の解除)
第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
(協議)
第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

印紙、割り印をお願いします。

収入印紙

※印紙税額は裏面参照

建設廃棄物処理委託契約書
収集運搬・処分用の契約書です

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約該当者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

契約区分(収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)
事業者(甲)
収集運搬会社(乙)
処分会社(丙)
住所、名称、代表者、許可番号、許可品目、許可車両
(発生場所) 第00110039061号 (処分場所) 第00110039061号
(都道府県) 政令市 北海道 (都道府県) 政令市 北海道
(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、木くず、燃え殻、
(特別管理産業廃棄物) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(廃油、廃酸、廃アルカリ)

排出事業者様のご住所、会社名、代表者様名をご記入ください。

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

Table with 6 columns: 会社名, 住所, 許可番号(発生場所, 処分場所), 許可内容(品目(種類), 車両台数)

協議事項

Table with 4 columns: 1号文書(収集運搬用), 2号文書(処分用), 金額, 税率/台数

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)
第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)
第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

[委託業務の内容]

1. 工事名
2. 排出場所
3. 委託期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
4. 積替・保管の有無 (有・**無**)

工事名、排出場所、委託期間
をご記入ください。

会社名	施設所在地
許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他()	
保管上限	m、m ³ (どちらかを○で囲む)

- b) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)
(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで
- c) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否)
- d) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
その他がれき類 ()	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
ガラスくず及び 陶磁器くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
廃プラスチック類	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
金属くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
紙くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
木くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
繊維くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
廃石膏ボード	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
建設汚泥	円/(t,m ³)	円(○ t,m ³)	○ t,m ³	天日乾燥 薬剤固化	69.8 32.0 t,m ³ /日	※下記のとおり
混合 安定型 廃棄物 のみ	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
管理型 廃棄物 品目含む	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
その他	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
特管 産廃	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
合計予定数量			(○ t,m ³)	必要な情報(性状及び荷姿等)		
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 円	※ 東神楽産業廃棄物中間処理場 上川郡東神楽町10番1143、10番39、10番430 中間処理(天日乾燥) 69.8m ³ /日(24時間) 東神楽産業廃棄物中間処理場 上川郡東神楽町10番1143 中間処理(薬剤固化) 32.0m ³ /日(8時間)			
事前協議の要否	要・否					

汚泥の予定数量をご記入ください。

中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)

No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
第00120039061号	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目 売却先等	再生クラッシャー (有)サンエル興業 他			
再生品目 売却先等	再生土 早来工営(株) 他			

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)

III. 丙からの最終処分(委託)先

安:安定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。